

自転車はルールを守って安全運転

警察庁によると、自転車による交通死亡事故を起こした約8割の人が、交通ルールに違反しています。つまり、自転車に乗る人が自転車に関する交通ルールを知り、遵守していれば、ほとんどの交通事故は防げた可能性があります。

自転車に乗るときは、次の「自転車安全利用五則」を徹底し、安全運転を心がけましょう。

【自転車安全利用五則】

一、車道が原則、左側を通行／歩道は例外、歩行者を優先

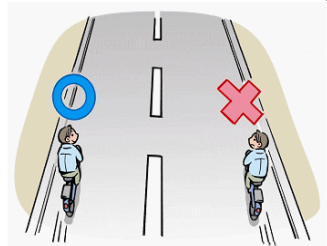
道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。

歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

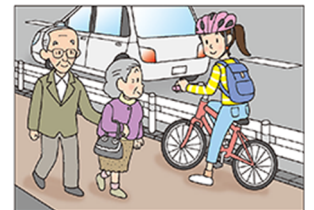
また、例外として自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

(例外)歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき。()

13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているときなど。



車道が原則、左側を通行



歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行し、歩行者の動きに配慮しましょう。

二、交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、必ず信号を守らなければなりません。

自転車は通行する場所等によって、従うべき信号が異なります。

車道を通行:車両用信号

自転車横断帯、もしくは横断歩道を押し歩きなど:歩行者用信号

「歩行者・自転車専用」信号機がある場所:歩行者・自転車専用信号

また、一時停止の道路標識や標示がある場合は、自転車でも従わなければなりません。



信号を守りましょう

三、夜間はライトを点灯

無灯火は、他から自転車が見えにくくなるので非常に危険です。

安全のため、夜間はライトを点灯し、反射器材を付けましょう。



一時停止では必ず停まりましょう

四、飲酒運転の禁止

お酒を飲んで運転することは、非常に危険です。

自動車の場合と同じく、酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。

五、ヘルメットを着用

令和5年4月1日より、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。

万が一に備え、自転車乗車時にはヘルメットを着用しましょう。



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン